

平成 27 年度第 1 回大分県環境審議会（水質部会）

1 日 時：平成 28 年 2 月 23 日（火） 13 時 30 分～15 時 30 分

2 場 所：大分県庁舎 別館 8 階 84 会議室

3 出席者：委員 8 名（代理出席含む）、事務局等 8 名

4 議題

- (1) 佐伯湾に係る水質環境基準の類型指定の見直しについて
- (2) 平成 28 年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について

5 審議結果

上記の議題（1）及び（2）について審議を行った。審議の結果、適当である旨答申することを決定した。

6 結果概要

(1) 佐伯湾に係る水質環境基準の類型指定の見直しについて

佐伯湾は、甲(C 類型)、乙(B 類型)、丙(B 類型)、丁(A 類型)と 4 水域に分け類型指定していたが、甲水域に関しては 10 年間以上安定して上位の B 類型の基準を満足していること、甲、乙、丙は類似の経年変化を示していること、現在及び将来において著しい水質汚濁が生じないことなどから、水域の統合を行い、水域の名称、類型、達成期間について見直しを行った。

<見直し前>

水域	類型	達成期間
佐伯湾(甲)	C	ロ
佐伯湾(乙)	B	ロ
佐伯湾(丙)	B	ロ
佐伯湾(丁)	A	イ

<見直し後>

水域	類型	達成期間
佐伯湾中央	B	イ
佐伯湾東部	A	イ

備考 達成期間の欄中の記号は次の期間を示す。

「イ」・・・ただちに達成 「ロ」・・・5 年以内可及的速やかに達成

○類型見直し後による測定地点（環境基準点）の変更

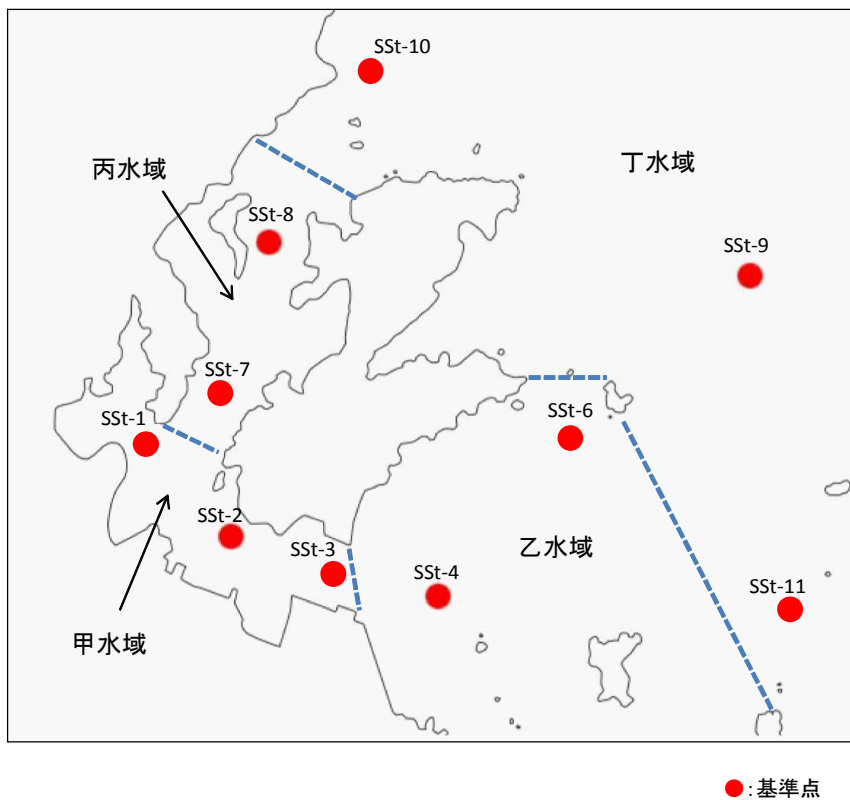
- ・佐伯湾の類型指定の見直しに併せて、測定地点（環境基準点）の見直しを行い、10 地点から 6 地点に変更した。

測定地点（環境基準点）見直し後一覧

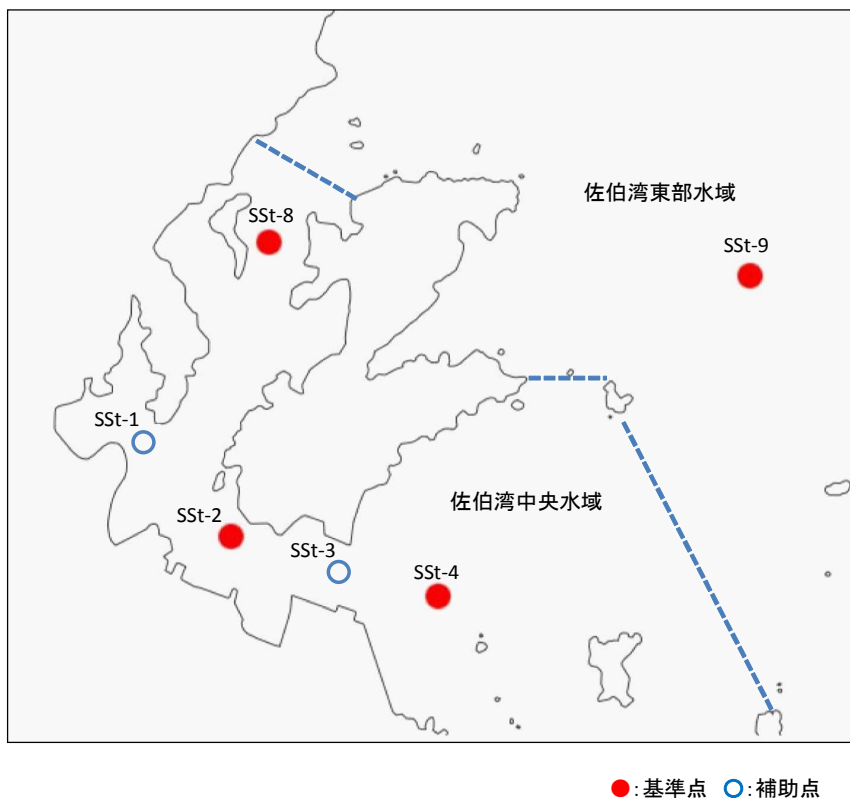
水域名	地点名	見直し後	水域名	地点名	見直し後
甲水域	SS t-1	△※	丙水域	SS t-7	廃止
	SS t-2	○		SS t-8	○
	SS t-3	△※	丁水域	SS t-9	○
乙水域	SS t-4	○		SS t-10	廃止
	SS t-6	廃止		SS t-11	廃止

※SS t-1 及び SS t-3 については、補助点として測定継続

類型指定及び測定地点（環境基準点）見直し前



類型指定及び測定地点（環境基準点）見直し後



(2) 平成28年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について

①目的：平成28年度の大分県内の公共用水域及び地下水について、大分県、国土交通省及び大分市が水質汚濁の状況を常時監視するために測定すべき水域、測定地点、測定項目等について定める。

②調査水域及び測定地点

公共用水域：54河川111地点、6湖沼12地点、8海域50地点

地下水：86地点

③測定回数（公共用水域）

生活環境項目：原則として毎月1回、水質変動の少ない水域については、年6回又は4回

健康項目：原則として全水域の代表点で、年1回から年2回全項目実施

要監視項目：クロロホルム等31項目について、年1回から2回

特定項目：水道水源取水地点近傍等において年4回

その他項目：項目に応じて年1回から12回

④測定回数（地下水）

概況調査（新規及び定点）：年1回又は2回

汚染井戸周辺地区調査：年2回

継続調査：年2回

○根拠法令：水質汚濁防止法第15条

都道府県知事は、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況を常時監視しなければならない。